

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 介護保険と障害福祉とのサービスを一体的に提供する共生型地域密着型通所介護の制度が創設されたことに伴い、その運営の基本方針を定めること。
- (2) 介護保険法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたこと。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「次条において」を「次条及び第6条の3において」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（共生型地域密着型通所介護の基本方針）

第6条の2の2 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護（法第78条の2の2第1項に規定する申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型通所介護をいう。）の事業について準用する。

第7条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(指定地域密着型通所介護の基本方針)</p> <p>第6条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(次条及び第6条の3において「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p><u>(共生型地域密着型通所介護の基本方針)</u></p> <p><u>第6条の2の2 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護(法第78条の2の2第1項に規定する申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型通所介護をいう。)の事業について準用する。</u></p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第7条 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護をいう。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2第1項</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の基本方針)</p> <p>第6条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(次条において「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第7条 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護をいう。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定</p>

に規定する認知症をいう。以下この条及び第9条において同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第9条において同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

する認知症をいう。以下この条及び第9条において同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第9条において同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
の一部を改正する条例の概要について

1 改正条例に加える対象サービス
共生型地域密着型通所介護

2 条例改正の内容

「共生型地域密着型通所介護」に関する基本方針を標記条例に加えて規定します。

また、その人員、設備及び運営に関する基準については、固有事項について同条例施行規則に加えて規定し、地域密着型通所介護と共通する事項については、地域密着型通所介護の規定を準用します。

なお、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」のうち、「従うべき基準」のほか、「参酌すべき基準」について、本市独自の地域特性があると特段認められないものは、この省令と同様の内容で規定します。

3 本市が独自基準を定めることについて

- (1) 条例に定める基本方針については、厚生労働省令で定める基準と異なる本市独自の地域特性があるとは特段認められないため、この省令と同様の内容とします。
- (2) 規則に定める人員、設備及び運営に関する基準のうち、本市独自の地域特性があると特段認められないものは、地域密着型通所介護の準用規定を含め、省令と同様の内容とします。
- (3) 運営に関する基準のうち、「利用者の安全・安心の確保」及び「利用者へのサービスの質の向上」という視点から、本市独自の内容としている地域密着型通所介護の規定を準用します。